

## 入札説明書等配付資料一覧

業務名 給与システム入力データ変換業務（データエントリー業務）委託

	名 称	確 認 欄
1	入札説明書	
2	契約書（案）	
3	委託業務仕様書	
4	データエントリー調べ・月別委託予定件数	
5	入札書	
6	委任状	
7	入札辞退届	
8	一般競争入札参加資格確認申請書	
9	業務実績証明願	
10	データ処理能力証明書	
11	配付資料に対する質問・回答書	
12	入札保証金納付免除申請書	
13	誓約書	

上記、入札説明書等について配付漏れ、乱丁等がないか確認してください。

福島県総務部人事総室



# 入札説明書

この入札説明書は、地方自治法、同施行令、福島県財務規則、本件調達に関する入札公告に関し、一般競争入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり

## 2 入札者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号にいずれも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号。）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次の資格を有する者であること。

一般データ（1バイト文字のみのデータをいう。以下同じ。）、日本語データ（1バイト文字と2バイト文字が混在するデータをいう。以下同じ。）の平均文字数をそれぞれ62文字及び70文字として、1日当たり一般データを10,000件以上又は、日本語データを2,000件以上処理する能力を有し、かつ、一般データを処理する場合、午後1時に5,000件の入力帳票を受け取り、翌日の午前9時までに成果品を納入することができる処理能力を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与認定を受けている者であること。
- (6) 入札者又はその代理人は、上記事項等を証明する書面（データ処理能力証明書）を一般競争入札参加資格確認申請書及び誓約書とともに12項に示す場所に提出するものとする。

### 3 入札及び開札

- (1) 入札者又はその代理人は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記4に掲げる照会先に書面（別紙配付資料に対する質問・回答書）により説明を求めることができる。
- (2) 入札者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。郵送、電話、ファックス、電子メールその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書の提出場所は、別記2のとおり。
- (4) 入札書は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式によらなければならない。
  - ア 委託の表示
  - イ 入札金額（単価と総額。ただし、単価については、小数点以下第二位までとする。）
  - ウ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
  - エ 代理人が入札する場合は、入札者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。
- (5) 入札書は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年3月22日開札〔給与システム入力データ変換業務（データエントリ業務）委託〕の入札書在中」と記載しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額は訂正することはできない。
- (7) 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (8) 入札者又はその代理人が連合し、又は不穩の挙動をする場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (9) 入札者又はその代理人は、一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。

なお、この入札による契約は、落札者が入札書に記載した金額を契約単価とし、支払金額は、契約単価にその月の実績件数を乗じて得た金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端

数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する単価を入札書に記載すること。

- (10) 入札者又はその代理人は、支払等の契約条件を別紙契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積もること。
- (11) 開札の日時及び場所は、別記2のとおりとする。
- (12) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行うものとする。
- (13) 入札会場には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(12)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (14) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場に入場することができない。
- (15) 入札者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは入札関係職員に一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)を提示し又はその写しを提出し、入札者が入札に出席できず、代理人が出席する場合は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、確認通知書の写し及び委任状を入札書と同時に提出しなければならない。
- (16) 入札者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合以外は、入札会場を途中退場することができない。
- (17) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は当該入札会場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (18) 入札者又はその代理人は、本件調達に関する入札について他の入札者の代理人となることができない。
- (19) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度の入札をする。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札者は、次により入札保証金を納付すること。
  - ア 入札保証金の額は、入札書に記載する項目ごとの入札単価に予定件数を乗じて得た金額の合計額の100分の3以上の額であること。
  - イ 入札保証金は、現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限

る。)で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を開札までに別記2に掲げる場所まで提出すること。

エ 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(2) 次の場合には、入札保証金の全部又は一部を免除することがある。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、別紙「入札保証金納付免除申請書」を令和6年3月15日(金)午後5時15分までに提出するものとする。

ア 入札者が保険会社との間に、県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を県に提出したとき。

イ 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署(予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

ウ 上記イに該当すると思われる入札者が入札保証金の免除を申請する場合は、イの内容を具備した証明書を添付することとし、この証明書は別紙「業務実績証明書」を用いることができる。

## 5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この公告に示す入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札(押印を省略する場合の、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む)
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- (10) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (11) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

## 6 落札者の決定方法

- (1) 本件業務を履行できると知事が判断した者で、項目ごとの入札単価のそれぞれが予定単価の制限の範囲内である者であって、項目ごとの入札単価に当該項目の予定件数を乗じて得た額の合計額の最低額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 7 契約保証金

- (1) 落札者は、以下の計算式により算出した金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

計算式

[契約単価に以下の各予定件数を乗じた金額の合計額] × 1.1

項 目		予定件数
一般データエントリー		242,500
エ ン ト リ ー  日 本 語 デ ー タ	氏名	430
	債権者登録	450
	住所変更	2,760
	前職情報	690

- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記5）のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

## 8 契約書の作成等

- (1) 落札者は、速やかに別紙契約書（案）により契約書を作成するものとする。
- (2) 福島県知事が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書を提出しない場合は、落札を取り消すことがある。

## 9 契約条項

別紙契約書（案）のとおりとする。

## 10 入札者に求められる義務

入札者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、開札日の前日までに入札者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 11 質問に関する事項

### (1) 質問受付期限

令和6年3月15日（金）午後5時15分まで

### (2) 照会先

別記4による。なお、質問を行う場合は、別紙配付資料に対する質問・回答書に質問事項を記載の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

### (3) 回答

別紙配付資料に対する質問・回答書によるものは、令和6年3月19日（火）までに、福島県総務部総務課ホームページの総務部入札情報に回答を掲載する。

## 12 資格審査に関する事項

本件入札に参加しようとする者は、一般競争入札資格確認申請書、誓約書及び上記2に掲げる資格を書面により証明したもの（データ処理能力証明書）を提出すること。

### (1) 資格審査に関する事項の照会先及び一般競争入札参加資格確認申請書等の提出先

（郵便番号） 960-8670

（所在地） 福島県福島市杉妻町2番16号

（機関名） 福島県総務部人事総室人事課

（電話番号） 024-521-7071

### (2) 提出期限 令和6年3月15日（金） 午後5時15分まで

### (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、 令和6年3月15日（金） 午後5時15分まで必着とする。

## 13 その他必要な事項

(1) 契約締結権者の氏名は、別記3のとおりである。

(2) 入札者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に要した費用については、全て当該入札者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

(3) 入札が無効となった者は当該入札に再度参加することはできない。

(4) 入札書の宛名は福島県知事とすること。

(5) 入札者がいない場合、又は再度入札において落札者がいない場合は随意契約を行うもの



とする。

(6) 本件調達に関しての照会先は、別記4のとおりである。

(7) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

別記

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 委託の表示

給与システム入力データ変換業務（データエントリー業務）委託

ア 一般データエントリー	242,500 件
イ 氏名	430 件
ウ 債権者登録	450 件
エ 住所変更	2,760 件
オ 前職情報	690 件

### (2) 委託の内容

別紙契約書（案）及び委託業務仕様書のとおり。

### (3) 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

## 2 入札及び開札の日時及び場所

令和 6 年 3 月 22 日（金）午後 1 時 30 分

福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県庁本庁舎 2 階総務部倉庫

## 3 契約締結権者

福島県知事 内堀 雅雄

## 4 本件調達に関する照会先

福島県総務部人事総室人事課

電話番号 024-521-7071（直通）

ファクシミリ 024-521-7909

電子メール [personnel\\_affairs@pref.fukushima.lg.jp](mailto:personnel_affairs@pref.fukushima.lg.jp)

## 5 財務規則（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣

が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。

- (4) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去2年間に国（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。第249条第1項第2号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手

方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。

- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡し拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納される時。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

2

(略)

(注) 施行令とは、地方自治法施行令をいう。